

記載要領等	相続税の申告書第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書（事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用）
-------	---

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。）及び家屋等である場合には第 11 表の付表 1 を、有価証券である場合には第 11 表の付表 2 を、現金及び預貯金等である場合には第 11 表の付表 3 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目コード」、「細目」及び「財産の名称等」欄

下記「取得した財産の細目等の記載要領」により、その財産の細目コード、細目及び財産の名称等を記入してください。

2 「特例」欄

取得した財産について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番号	特例
2	租税特別措置法第 69 条の 5 《特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例》
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条《相続税又は贈与税の計算》
6	租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 《個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例》

3 「国外」欄

取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

4 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

5 第 15 表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目等の記載要領」の「第 15 表の該当欄」のとおりです。

＜相続税申告書第 11 表の付表 4 記載要領等＞

《取得した財産の細目等の記載要領》

種類	細目	細目 コード	財産の名称等	第 15 表 の該当欄
事業 (農業) 用財産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	31	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号	⑫
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	32	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	⑬
	売掛金	33		⑭
	その他の事業 (農業) 用財産	34	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称	⑮
家庭用財産		61	その名称と銘柄	⑳
その他 の財産 (利益)	生命保険金等	71		㉕
	退職手当金等	74		㉖
	立木	72	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	㉗
	代償財産	75		㉘
	金地金	76	その名称	
	生命保険（共済） 契約に関する権利	77	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	損害保険（共済） 契約に関する権利	78	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	暗号資産	79	その名称	
	同族法人に対する 貸付金、預け金等	80	その同族法人の名称	
	同族法人以外に対する 貸付金、預け金等	81	その債務者の名称	
	配当期待権	82	配当期待権の基となる株式等の銘柄	
	その他	73	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 ^(注) の別	

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 1 号《直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税》に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第 70 条の 2 の 3 第 12 項第 2 号《直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税》に規定する管理残額をいいます。